取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合であって当該取得の対価として株式の発行又は自己株式の処分をする場合等につき、会社法に規定する募集事項の決定及び不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任に関する特例を設けるとともに、所要の規定を整備することとした。（第二一条の二関係）

7　全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例

認定事業者が認定計画に従って、公開買付けの方法により他の株式会社の総株主の議決権の一〇分の九以上の数の議決権の保有者になった場合において、当該他の株式会社による全部取得条項付種類株式の発行及び取得であって、主務大臣の認定を受けたものを行う場合について、会社法の規定に関する特例を設けるとともに、所要の規定を整備することとした。（第二一条の三関係）

8　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者が、認定事業革新新商品生産設備の導入計画に従って事業革新新商品生産設備の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすることとした。（第二四条関係）

9　公庫の業務の特例等

㈠　公庫は指定金融機関に対し、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置であって政令で定めるもの（10において「認定事業再構築等関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再構築等促進円滑化業務」という。）を行うことができるものとすることとした。（第二四条の三関係）

㈡　公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用することその他所要の規定を整備することとした。（第二四条の三関係）

㈢　公庫は事業再構築等促進円滑化業務を実施するための方針を定め、これに従って事業再構築等促進円滑化業務を行わなければならないものとすることとした。（第二四条の四関係）

㈣　公庫は事業再構築等促進円滑化業務について、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行うものとすることとした。（第二四条の八関係）

10　指定金融機関の指定等

㈠　認定事業者が認定計画に従って認定事業再構築等関連措置を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再構築等促進業務」という。）を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること等の基準に適合する金融機関を、その申請により、主務大臣が指定金融機関として指定するものとすることとした。

㈡　指定金融機関としての指定を受けようとする者は事業再構築等促進業務に関する規程を定めるものとすることその他指定金融機関に関し所要の規定を整備することとした。（第二四条の五～第二四条の七及び第二四条の九～第二四条の一三関係）

11　中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定事業革新新商品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備を導入するために必要な資金の調達を図るために発行する株式の引受け等を行うことができるものとすることとした。（第二五条関係）

12　中小企業経営資源活用計画の認定等

中小企業経営資源活用計画の認定等について所要の規定を整備することとした。（第三一条及び第三二条関係）

13　特定許認可等に基づく地位の承継等

認定中小企業経営資源活用計画に特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、当該計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、当該中小企業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継する等の措置を講ずるものとすることとした。（第三二条の二関係）

14　認定支援機関の業務

認定支援機関は、中小企業者の求めに応じて必要な指導又は助言を行うことのほかに、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は中小企業経営資源活用に係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うものとすることとした。（第四一条関係）

15　認定支援機関の秘密保持義務の解除

認定支援機関が合併等に関し仲介を行う業務等を円滑に行うために機構又は他の認定支援機関からの助言又は情報提供を受けることが必要な場合において、これらに提供する当該業務に関する情報に関しては、秘密保持義務に係る規定を適用しないものとすることとした。（第四三条関係）

16　資金の確保

国は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者が、認定事業革新新商品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備の導入を行うのに必要な資金の確保に努めるものとすることとした。また、国及び都道府県は、中小企業経営資源活用を促進するために必要な資金の確保に努めるものとすることとした。（第七二条関係）

17　報告徴収及び立入検査等

所要の規定を整備することとした。（第七三条、第七三条の二及び第七五条関係）

18　罰則

罰則について所要の規定を整備することとした。（第八三条～第八三条の三関係）

19　経過措置等

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定することとした。（附則第二条～第五条関係）

㈡　この法律の施行後の見直しについて規定することとした。（附則第六条関係）

㈢　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第九条関係）

20　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第四九号）（金融庁）

一　金融商品取引法の一部改正関係

1　開示制度等の見直し

㈠　新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に係る開示制度等の整備

(1)　「引受人」の定義に、有価証券の募集等に際し、新株予約権証券の取得者が行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をする者を追加するとともに、有価証券の引受けに関する所要の規定を整備することとした。（第二条第六項、第二一条第四項及び第二八条第七項関係）

(2)　募集の対象となる新株予約権証券が金融商品取引所に上場されている、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること、及び、当該新株予約権証券について有価証券届出書等の提出がなされた旨その他一定の事項を当該提出を行った後、遅滞なく、日刊新聞紙に掲載すること、という要件を満たした場合には、目論見書の作成・交付を必要としないこととした。（第一三条第一項及び第一五条第二項関係）

(3)　新株予約権のうち会社法第二七七条の規定により割り当てられるものであって、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものについて、その行使を公開買付規制の適用対象とできるようにすることとした。（第二七条の二第一項関係）